

平成26年 藤枝市議会2月定例会

建設経済環境委員会委員長報告書

(議案審査)

平成26年3月19日

[本 会 議]

本委員会に付託された、議案16件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に、ご報告いたします。

最初に、「第28号議案 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例」のうち、本委員会に分割付託された条項について申し上げます。

初めに、「消費税率の引き上げに伴う使用料等の算定方法を伺う。」という質疑があり、これに対して、「現行の使用料等を105で除して108を乗じた後、1円単位は切り捨てる方法で算定している。」という答弁がありました。

次に、「指定管理者が管理する施設と直営による施設では消費税率引き上げによる利用料金の取り扱いに違いがあるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「指定管理者により管理されている施設と直営施設では、消費税増税分を算定する対象経費が異なっており、指定管理施設は人件費、維持管理費、物件費が対象となり、計算の結果10円以上となるため、消費税引き上げ相当分が転嫁されるが、直営施設では人件費が含まれないため、計算の結果10円未満となり、瀬戸谷総合管理センターの会議室の使用料金の変更はない。但し、調理実習室やイベントホールについては、計算の結果10円以上となるため転嫁することとしている。」という答弁がありました。

次に、「第34条 藤枝市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について、改定前の3月20日から、改定後の4月19日までというように月をまたいで定期券を買う場合の料金の取り扱いについて伺う。」という質疑があり、

これに対して、「定期券の販売は月単位であり、月をまたいだ期間の定期券は販売していない。また、これまでに販売した4月以降を含めた長い期間の定期券について、追加の料金をいただくことはない。」という答弁がありました。

続いて討論に入り、

初めに、「今回の増税は必要経費分だけに上乗せされるものであり、便乗値上げ等はないということは質疑の中で明らかにされた。しかし、国民の所得は現在でも減り続けており、景気は改善されていない。消費税法附則の18条には経済状況の好転が無い場合は増税の

停止を含め、所要の措置を講ずると定められており、今からでも、増税を食い止めることが出来るものであるとの立場から反対する。」という討論がありました。

次に、「消費税法の趣旨からは、公の施設といえども、その利用に係る使用料等については、適切に転嫁をしなければならないものであるが、本市においては、市民負担が増加することに対し最大限に配慮した上で料金設定されており、やむを得ない対応であると理解するものである。

今後、各施設等に係る経費の節減とともに、更なるサービスや利便性の向上に努められることを強く要望し賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「第36号議案 藤枝市営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「第37号議案 藤枝市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「第38号議案 藤枝市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「第39号議案 藤枝市水道事業給水条例の一部を改正する条例」について申し上げ

げます。

質疑もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「第40号議案 藤枝市簡易水道条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第41号議案 藤枝市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

一委員より、「新たにできた第9負担区の負担金の額が第1負担区から第6負担区の300円より50円高い350円に設定されているが根拠を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「負担金の額は、従来の方法により算定しており、物価の上昇や地域性などの要因により算定した結果、350円としたものである。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第42号議案 藤枝市下水道条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

一委員より、「改正案で第16条の2『使用の態様の変更の届け出』の条項が加えられた理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「不正配管を使用した下水道料金の支払い逃れが全国的に発生するようになったため、下水道の使い方に変更があったときは使用者に届け出を義務付ける規定を追加した。本市においてそのような不正使用の事例は発生していないが、30条の過料の規定が適用できるように改正するものである。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第４３号議案 市道路線の廃止について」について申し上げます。

一委員より、「７地区１５６号線及び新舟寄合田線は橋梁を廃止、撤去することにより市道を廃止することだが、住民から橋梁の存続を要望する声はあったか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「両路線とも、橋梁の存続を要望する声はあったが、いずれも上流または下流に、それに代わる橋があるため、地元住民への説明で了解をいただいた。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第４４号議案 市道路線の廃止について」申し上げます。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第４５号議案 市道路線の廃止について」、「第４６号議案 市道路線の認定について」及び「第４７号議案 市道路線の認定について」申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第４８号議案 市道路線の認定について」申し上げます。

一委員より、「当該路線を含む葉梨川の改修工事は継続中であるが、市道認定を先行して行う理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「葉梨川の改修工事は２４年度に着手し、２８年度完成を目指しているが、堤防を自転車、歩行者用道路として整備するには、市道認定し、県に占用許可申請をする必要があるため今回、河川占用許可申請と併せて、市道認定するものである。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第49号議案 市道路線の認定について」申し上げます。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、「第50号議案 市道路線の認定について」申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。